

川内港農産品輸出促進トライアル補助金交付要綱

(令和4年薩摩川内市貿易振興協会規程第7号)

(目的)

第1条 この要綱は、新たな荷主等の発掘を図るとともに、今後見込まれる海外の食糧需要の増加に対応するため、川内港を利用し、新たに農産品の輸出に取り組む事業者、または、新たな国・地域へ農産品の輸出に取り組む事業者を支援することで川内港における貿易活動の拡大に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、農産品とは「農畜水産品、加工食品、焼酎・水等の食品」をいう。

(補助対象者)

第3条 川内港農産品輸出促進トライアル補助金（以下「補助金」という。）の補助対象者は、次の各号をすべて満たす荷主事業者とする。

川内港を利用した新規の輸出、または、新規の国・地域への輸出

- (2) 農産品の輸出
- (3) 輸出コンテナ貨物（混載便可）
- (4) 本補助事業の実施に係る各種データの提供

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、前条の輸出に係る次の各号の経費とする。

- (1) 国内での輸送に要する経費
- (2) 川内港から仕向地への海上輸送に要する経費
- (3) 国内荷役・梱包・保管等に要する経費
- (4) 通関・検疫等の輸出手続きに要する経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条の補助対象経費の1/2とする。ただし、補助金の限度額は、1 補助対象者1年度当たり20万円までを上限とする。

2 本補助金の全体の予算を超える恐れがある場合は、前項の規定に関わらず、予算の範囲内での補助とする。

(補助対象期間)

第6条 毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする荷主事業者（以下「申請者」という。）は、予め川内港農産品輸出促進トライアル補助金事業計画書（別記第1号様式。以下「計画書」という。）を会長へ提出し事前の相談を行うものとする。

- 2 計画書は、前条の補助対象期間までに第10条の実績報告書の提出が出来る計画とする。
- 3 計画書の審査の後、補助対象と認められた場合は、川内港農産品輸出促進トライアル補助金交付（変更）申請書（別記第2号様式。以下「申請書」という。）を会長に提出するものとする。

(交付決定)

第8条 会長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、川内港農産品輸出促進トライアル補助金交付（変更）決定通知書（別記第3号様式）により、当該申請者に通知する。

(不交付決定)

第9条 会長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付することが不適当と認めるときは、川内港農産品輸出促進トライアル補助金不交付決定通知書（別記第4号様式）により、当該申請者に通知する。

(実績報告書)

第10条 事業完了後は、速やかに川内港農産品輸出促進トライアル補助金実績報告書（別記第5号様式）を提出すること。

(補助額の確定及び支払い)

第11条 会長は、前条の実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の額を確定するものとする。

2 補助額の確定後、1カ月以内に申請書に記載の口座へ振り込むものとする。

(補助金の返還)

第12条 会長は、補助対象者が虚偽の申請その他不正な行為により補助金を受けていると認めるとき、又はこの要綱に規程する義務に違反していると認めるときは、当該交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(他の補助金との併用)

第13条 本補助金は、薩摩川内市貿易振興協会が実施する他の補助金との併用はできないものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定める事項のほか、補助金の交付について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。